

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 11月 1日～2027年 10月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業、産前産後休業などの制度の利用促進。

<対策>

- 出産予定の女性職員に対し、個別に制度の説明を行い、利用を促す。
- 配偶者が出産、または出産予定の男性職員に対し、育休を取りやすくする。

目標2：全社員の時間外の平均を毎月30時間未満とし、ワークライフバランス実現のための取り組みを行う。

<対策>

- 職員一人ひとりの意識付けのため業務の毎月のミーティングにて業務効率化の議題をあげ、残業時間の削減を目指す。
- 有給休暇の取得状況を管理し、毎年度10月の段階で取得が少ない職員に対し、取得を促すようにする。
- 子どもの行事などで休まざるを得なくなった場合は、休日を振り替えて対応する。
- 特別休暇を増やし、職員が

大阪府堺市堺区南清水町一丁5-1
社会福祉法人リアン
理事長 森 大輔